

令和3年度 第19回役員会議事要旨

日 時 令和4年3月9日（水） 13時00分～15時02分

場 所 Web会議

出席者 学長，渡理事，山下理事，寺本理事，山崎理事，吉田理事

欠席者 竹下理事

陪席者 佐々木監事，南谷監事

1 審議事項

【一括審議事項】

学長より，役員会で協議し，教育研究評議会等で審議した2案件について，一括審議する旨の説明があった。

次いで，総務部長より，一括審議事項の概要について，次のとおり説明があった。

- (1) 教員の大学に対する教育貢献度に係るインセンティブ支給要項の改定について
現行の教育貢献度評価項目における「授業担当コマ数」について，対象科目を「全授業科目」から「大学の特色である科目」に変更するもの。
- (2) 教育学部附属幼稚園教諭に係る処遇改善の実施に伴う就業規則の一部改正について
令和4年1月26日の役員会において決定した「国立大学法人佐賀大学教育学部附属幼稚園教諭に係る処遇改善の実施について」に従い，教育学部附属幼稚園教諭に対する令和4年2月からの処遇改善（賃上げ）を実施するために，就業規則（職員給与規程等）の一部改正を行うもの。

審議の結果，上記2案件は全て了承された。

- (3) 国立大学法人佐賀大学が締結する有期労働契約の契約期間の適用除外について
渡理事及び人事課長より，広報業務の発展のため令和4年4月1日付で専門知識を有した契約コーディネーターを佐賀大学広報室に配置予定であるが，適任者について，令和4年3月31日をもって契約職員として5年経過することから，契約期間の適用除外について審議する旨，契約期間の適用除外を行う趣旨及び制度内容等について，説明があり，審議の結果，了承された。

(4) 国立大学法人佐賀大学本庄地区構内交通規程の改正について

環境施設部長より、令和4年4月1日付で本庄キャンパス入構ゲート方式変更の実施に伴い、一部運用の見直しを行うことから、国立大学法人佐賀大学本庄地区構内交通規程の改正を行う旨、主な改正内容等について、説明があり、審議の結果、了承された。

(5) 懲戒処分無効確認請求事件及び労働契約上の地位確認等の請求事件について

(6) その他

特になし。

2 協議事項

(1) 学内規則、規程等の新設及び一部改正について

①医学部附属病院看護職員等の処遇改善の実施に伴う就業規則の一部改正について

渡理事より、令和4年2月22日の役員会において「国立大学法人佐賀大学医学部附属病院看護職員等に係る処遇改善の実施について」を決定したことに従い、処遇改善を実施するため、職員給与規程等の就業規則の一部改正を行う旨、説明があった。なお、本件については、経営協議会において審議され、その後の役員会において、審議されることとなった。

②令和3年人事院勧告への対応に伴う就業規則の一部改正について

渡理事より、国においては、人事院勧告どおりの国家公務員の給与改定を実施する方向で現在国会審議中であり、本学においてもこれらに準拠する基本方針に基づき、職員給与規程等の一部改正を行う旨、説明があった。なお、本件については、経営協議会において審議され、その後の役員会において、審議されることとなった。

③国立大学法人佐賀大学役員報酬規程の一部改正について

渡理事より、国においては、人事院勧告どおりの国家公務員の給与改定を実施する方向で現在国会審議中であり、本学においてもこれらに準拠する基本方針に基づき、職員給与規程等と同様に、役員報酬規程の一部改正を行う旨、説明があった。なお、本件については、経営協議会において審議され、その後の役員会において、審議されることとなった。

④国立大学法人佐賀大学契約職員人事規程の一部改正について

渡理事より、契約職員人事規程における契約コーディネーター及び契約リサーチ・アドミニストレーターの対象者についての記載をそれぞれの実態に合わせ、整合性を取るために、規程の一部改正を行う旨、説明があった。なお、本件については、次の役員会において、審議されることとなった。

⑤国立大学法人佐賀大学における任期を定めて雇用する教育職員に関する規程の一部改正について

渡理事より、設置期限を持つ教育研究組織において、当該研究組織に配置される任期の定めのある教育職員の任期は、当該設置期限の到来日を超えることができないとされているものを、学内登用による昇任の場合は、適用しないこととするため、本規程の一部改正を行う旨、説明があった。なお、本件については、教育研究評議会において審議され、その後の役員会において、審議されることとなった。

⑥国立大学法人佐賀大学職員の懲戒処分の基準に関する細則の一部改正について

渡理事より、文部科学省総合教育政策局から、附属学校教員がわいせつ行為を行った場合について、原則懲戒解雇とする旨を明記した処分規定の整備に取り組むように要請があったことから、本学職員の懲戒処分の基準に関する細則の一部改正を行う旨、説明があった。なお、本件については、教育研究評議会において審議され、その後の役員会において、審議されることとなった。

⑦教育学部規則の一部改正について

山下理事より、第4期中期目標（原案）・中期計画（案）に沿って令和7年度卒業生（令和4年度入学生）から全ての専攻で卒業要件として複数教員免許を取得できるようカリキュラムを変更する旨、説明があった。なお、本件については、教育研究評議会において審議され、その後の役員会において、審議されることとなった。

⑧全学教育機構規則の一部改正について

山下理事より、クリエイティブ・ラーニングセンターをICT教育推進室に改組すること及び高等教育開発室を教学マネジメント推進室に改組することから、全学教育機構規則の一部改正を行う旨、説明があった。なお、本件については、教育研究評議会において審議され、その後の役員会において、審議されることとなった。

⑨農学研究科規則の一部改正について

山下理事より、担当教員の退職等により、カリキュラム維持が困難となってきたことから、農業技術経営管理学コース（副コース）を廃止する旨、廃止に伴い、農学研究科規則の一部改正を行う旨、説明があった。なお、本件については、教育研究評議会において審議され、その後の役員会において、審議されることとなった。

⑩国立大学法人佐賀大学教員免許更新講習室の廃止及び関係規則の一部改正等について

山下理事より、令和4年7月に予定される教員免許更新制の発展的解消に伴い、佐賀大学教員免許更新講習室を廃止するとともに、関係規則を一部改正及び廃止する旨、説明があった。なお、本件については、教育研究評議会において審議され、その後の役員会において、審議されることとなった。

⑪事務組織の見直しに伴う国立大学法人佐賀大学事務組織規則の一部改正について

総務部長より、第4期中期目標期間に向けて、DXの推進及び本学の教学運営に係る事務組織の見直しを行うことに伴い、当該規則に所要の改正を行う旨、説明があった。なお、本件については、次の役員会において、審議されることとなった。

⑫研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）の改正に伴う本学規則等の改正について

財務課長より、令和3年2月に研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）が改正されたことに伴い、関係規則等の改正及び新規制定を行う旨、説明があった。なお、本件については、教育研究評議会において審議され、その後の役員会において、審議されることとなった。

(2) 西日本電信電話株式会社佐賀支店とICT利活用による地域活性化推進の連携協力に関する協定の締結について

山下理事より、地域の抱える社会課題の一つである人材不足の解決による地域活性化を推進するため、西日本電信電話株式会社佐賀支店と連携及び協力に関する協定を締結する旨、説明があった。

寺本理事より、協定書の内容について、本協定を主導して実施する部局等を明記するべきではないかという意見があり、学長より、過去に締結した協定の内容等を参考に、実施部局の明記について、改めて検討していただきたい旨、の発言があった。

なお、本件については、教育研究評議会において審議され、その後の役員会において、審議されることとなった。

(3) DX推進体制構築のための組織再編等の一体的改革（案）について

渡理事及びDX推進準備室長より、第4期中期計画において策定した情報基盤整備・強化及びAIやRPAなどのデジタル技術を活用したデジタル・キャンパスの実現に向け、DX推進本部及びDX推進室を新たに設置し、全学的なDX推進体制の構築を目指す旨、説明があった。なお、本件については、教育研究評議会において審議され、その後の役員会において、審議されることとなった。

- (4) 国立大学法人評価及び機関別認証評価の課題と対応並びに関連規則等の改廃について

渡理事より、国立大学法人法に基づく中期目標・中期計画の策定及び法人評価対応を「中期目標・中期計画実施本部」にて、学校教育法に基づく認証評価対応を「質保証統括本部」にて行ってきたが、これら二つの評価の観点及び評価指標は類似性が高く、着実な評価作業の実施と業務効率化を図る観点から、会議体の統合及び関連規則の改正を行う旨、説明があった。なお、本件については、次の役員会において、審議されることとなった。

- (5) 「国立大学法人佐賀大学における経営及び教学運営人材の育成方針」の制定について

渡理事より、国立大学改革方針において、自主的な発想によりそれぞれの特色に応じた積極的な大学運営を行うことが期待されており、また、国立大学法人ガバナンス・コードにおいても、経営に必要な能力を備える人材等を長期的な視点での確保及び計画的な育成をすることが明記されていることから、大学経営及び教学運営を担う人材の育成方針を新規に制定する旨、説明があった。なお、本件については、教育研究評議会等において審議され、その後の役員会において、審議されることとなった。

- (6) 「令和4年度佐賀大学収入・支出予算（案）」について

財務課長より、「令和4年度佐賀大学予算編成の方針」を踏まえ、本学の令和4年度予算編成における収入・支出予算を策定する旨、令和4年度佐賀大学収入・支出予算（案）の概要等について、説明があった。なお、本件については、経営協議会等において審議され、その後の役員会において、審議されることとなった。

- (7) 令和4年度長期借入金の償還計画の認可申請について

財務課長より、令和4年度長期借入金の償還計画について、文部科学大臣に認可申請を行う旨、説明があった。なお、本件については、経営協議会等において審議され、その後の役員会において、審議されることとなった。

- (8) その他
特になし。

3 報告事項

- (1) 令和4年度における評価反映特別経費の予算配分及び「共通指標の評価（令和4年度評価）」の査定結果に基づく配分額について

財務課長より、1月の役員会において決定した「第4期中期計画期間におけ

る評価反映特別経費の予算配分要領及び共通指標の評価の配分基準」に基づき、
予算配分額を決定した旨、配分額の算出方法等について報告があった。

(2) 学長補佐の指名について

総務部長より、令和4年4月1日付で任期を更新する学長補佐1名について、
報告があった。

(3) 次年度定例会議の予定について

総務部長より、令和4年度における役員会等定例会議の予定について、報告
があった。

(4) その他

特になし。

4 その他

特になし。

以 上